

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市店舗リフォーム補助金																				
補助事業等の目 標	市内に店舗を構えて事業を営む事業者が市内の小規模企業者を利用して店舗のリフォームを施工した場合に、その改装工事に要する経費の一部を補助することにより、店舗の魅力を向上させるとともに、小規模企業者の業務受注を促進し、まちの賑わいづくりと地域経済の活性化につなげる。																				
補助事業等の対 象 者	<p>1 市内に店舗を構えて事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 法人にあつては、市に法人設立(設置)異動等申告書を提出していること。</p> <p>(2) 個人にあつては、市内に住所を有していること。</p> <p>(3) 別表に掲げる業種を営んでいること。</p> <p>(4) 店舗が次に掲げる事項に該当しないこと。</p> <p>ア 主として店舗内での販売又はサービスの提供を行わないものであること。</p> <p>イ 人の出入りが少ないものであること。</p> <p>ウ 総じて事務所の用に供すると認められるものであること。</p> <p>エ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内及び大型商業施設内のテナント型店舗であること。</p> <p>(5) 諏訪市店舗リフォーム補助金登録事業者の登録を受けた小規模企業者を利用して店舗の改装工事を施工すること。</p> <p>2 前項に規定するものであつても、次に掲げるものについては、補助対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例(平成24年諏訪市条例第20号)第6条第1項に規定する暴力団関係者及び警察当局から排除要請のあるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を営むもの</p> <p>(3) その他市長が不適切と認める事業を行うもの</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="440 1585 1383 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 1585 794 1621">大分類</th> <th data-bbox="794 1585 1082 1621">中分類</th> <th data-bbox="1082 1585 1383 1621">小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 1621 794 1657">I. 卸売業, 小売業</td> <td data-bbox="794 1621 1082 1657">全て</td> <td data-bbox="1082 1621 1383 1657">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1657 794 1769">J. 金融業, 保険業</td> <td data-bbox="794 1657 1082 1769">67保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)</td> <td data-bbox="1082 1657 1383 1769">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1769 794 1845">K. 不動産業, 物品賃貸業</td> <td data-bbox="794 1769 1082 1845">全て</td> <td data-bbox="1082 1769 1383 1845">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1845 794 1957">L. 学術研究, 専門・技術サービス業</td> <td data-bbox="794 1845 1082 1957">74技術サービス業(他に分類されないもの)</td> <td data-bbox="1082 1845 1383 1957">746写真業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1957 794 2047">M. 宿泊業, 飲食サービス業</td> <td data-bbox="794 1957 1082 2047">76飲食店</td> <td data-bbox="1082 1957 1383 2047">※次のものを除く 766バー, スナック, キャバレー, ナイ</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	小分類	I. 卸売業, 小売業	全て	全て	J. 金融業, 保険業	67保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	全て	K. 不動産業, 物品賃貸業	全て	全て	L. 学術研究, 専門・技術サービス業	74技術サービス業(他に分類されないもの)	746写真業	M. 宿泊業, 飲食サービス業	76飲食店	※次のものを除く 766バー, スナック, キャバレー, ナイ
大分類	中分類	小分類																			
I. 卸売業, 小売業	全て	全て																			
J. 金融業, 保険業	67保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	全て																			
K. 不動産業, 物品賃貸業	全て	全て																			
L. 学術研究, 専門・技術サービス業	74技術サービス業(他に分類されないもの)	746写真業																			
M. 宿泊業, 飲食サービス業	76飲食店	※次のものを除く 766バー, スナック, キャバレー, ナイ																			

			トクラブ
		77持ち帰り・配達飲食サービス業	全て
	N. 生活関連サービス業、 娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	※次のものを除く 784一般公衆浴場業 785その他の公衆浴場
		79その他の生活関連サービス業	※次のものを除く 795火葬・墓地管理業 796冠婚葬祭業
		80娯楽業	804スポーツ施設提供業のうち8048 フィットネスクラブ
	O. 教育、学習支援業	82その他の教育、学習支援業	全て
補助対象経費	<p>1 補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 店舗の機能を向上させるために行う店舗本体の改装工事に係る費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費）</p> <p>(2) 店舗本体の改装工事と同時に行う建物に付属した看板の設置工事費</p> <p>2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>(2) 備品購入費</p> <p>(3) 店舗と住宅が併用されている場合における、住宅部分の改装工事に係る費用</p> <p>(4) 前項第1号に規定する補助対象経費のうち、事務室、倉庫等に係る費用で直接事業の用途に供さないもの</p>		
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>次の各号に掲げる補助対象全体経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 補助対象全体経費が30万円以上120万円未満の工事（以下「小規模工事」という。） 補助対象全体経費の10分の1に相当する額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象全体経費が120万円以上の工事（以下「大規模工事」という。） 補助対象全体経費から100万円を除いた額の2分の1に相当する額とし、当該額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 店舗の魅力を向上させるとともに、小規模企業者の業務受注を促進し、まちの賑わいづくりと地域経済の活性化につなげるため。</p>		
補助事業等の評価	補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。		
補助事業等の開始時期	平成29年4月1日		
補助事業等の終了時期	令和8年3月31日		
	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 店舗の魅力を向上させるとともに、小規模企業者の業務受注を促進し、まちの賑わいづくりと地域経済の活性化につなげるためには継続することが</p>		

	必要であるため。
情報 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この取扱基準において「小規模企業者」とは、常時使用する従業員の数が20人以下の事業所で、市内に住所を有する個人又は市内に本店を有する法人をいう。</li> <li>2 市税等を滞納しているものは、補助事業等の対象者から除くものとする。</li> <li>3 賃借している店舗であって、賃貸借契約書上に所有者である賃貸人の資産形成とならないよう、賃借人が改装の費用を負担することが類推される文言（原状回復義務等）が記載されていないものに施工する改装工事は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。</li> <li>4 補助金交付決定前に着手した改装工事に係る費用は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。</li> <li>5 他の補助制度や制度資金の対象となっている改装工事に係る費用は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。ただし、他の補助制度や制度資金の対象と明確に費用を区分することができる場合については、他の補助制度や制度資金の対象となっていない改装工事に係る費用をこの取扱基準による補助事業等の対象とする。</li> <li>6 一の中小事業者又は個人事業者がこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、小規模工事及び大規模工事別にそれぞれ1回とする。ただし、令和元年度以前にこの取扱基準による補助金の交付を受けた者については、令和2年度以後、小規模工事につき1回とする。</li> </ol>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 諏訪市店舗リフォーム補助金登録事業者の登録をしようとする者は、諏訪市店舗リフォーム補助金登録事業者登録申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該者が諏訪建設労働組合等関係団体に加盟している場合は、その属する関係団体が諏訪市店舗リフォーム補助金登録事業者登録申請書（関係団体用）（様式第9号-1）を市長に提出することにより、当該書類の添付を省略することができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者が市内業者である旨の関係書類</li> <li>(2) 事業者が対象建設事業者である旨の関係書類</li> <li>(3) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> （（1）から（3）までの書類とは、法人の場合は労働保険概算・確定保険料申告書控えの写し、個人の場合は確定申告書控えの写し、資格がある事業者は資格取得証の写し等の書類をいう。） </li> <li>2 補助金の交付を受けようとする者は、改装工事の施工前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諏訪市店舗リフォーム補助金交付申請書（様式第2号-1）</li> <li>(2) 諏訪市店舗リフォーム補助金事業計画書（様式第2号-2）</li> <li>(3) 工事見積書の写し</li> <li>(4) 設計書の写し</li> <li>(5) 改装工事の施行前の内部・外部の現状及び施工予定箇所の写真</li> <li>(6) 店舗の位置図及び平面図の写し</li> <li>(7) 営業許可書の写し</li> <li>(8) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるものの写し</li> <li>(9) 店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し</li> <li>(10) 委任状（様式第10号）（改装工事の施工業者が代理で申請する場合に限る。）</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(11) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 補助金の交付決定後に改装工事の内容に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市店舗リフォーム補助金変更申請書（様式第4号-1）</p> <p>(2) 変更後の工事見積書</p> <p>(3) 変更後の設計書</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>4 補助金の交付決定を受けたものは、改装工事の完了後、速やかに、次に掲げる書類市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市店舗リフォーム補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 工事代金領収書の写し</p> <p>(3) 改修工事施工後の内部・外部の現況及び工事箇所の写真</p> <p>(4) 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業振興係</p>

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）  
平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）  
令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）  
令和 5年 3月15日 一部改正（令和 5年 4月 1日 施行）